

十島村公告第1号

平成31年4月1日から十島村共生型サービス拠点施設（以下「共生型サービス拠点施設」という。）及び十島村介護予防拠点施設（以下「介護予防拠点施設」という。）の管理運営を代行する指定管理者を次のとおり募集する。

平成31年1月11日

十島村長 肥後正司



共生型サービス拠点施設及び介護予防拠点施設指定管理者募集要領

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 共生型サービス拠点施設及び介護予防拠点施設
小規模多機能ホームたから
- (2) 所 在 地 十島村大字宝島 38番地
- (3) 構 造 共生型サービス拠点施設 木造平屋建て（98.54 m²）
介護予防拠点施設 木造平屋建て（14.9 m²）
- (4) 施設内容 調理場、浴室、事務室、宿泊室、トイレ
- (5) 附属備品 一般備品、厨房備品、宿泊室備品

2 管理業務の範囲等

(1) 業務内容

- ① 十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例第3条に掲げる事業の運営業務
- ② 介護保険適用サービス費の請求及び収受に関する業務。
- ③ 施設利用料金の請求及び収受に関する業務。
- ④ 施設利用の契約等に関する業務
- ⑤ 十島村介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例第4条に掲げる業務
- ⑥ 施設の維持管理に関すること。
- ⑦ その他、施設の管理運営に関して村長が必要と認める業務

(2) 関係法規等の遵守

- ① 十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例・同規則
- ② 十島村介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例・同規則
- ③ 十島村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例・同規則
- ④ 十島村個人情報保護条例・同規則
- ⑤ 十島村情報公開条例・同規則
- ⑥ 地方自治法・同施行令

(3) 休館日及び開館時間

① 休館日

十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例及び十島村介護予防拠点の設置及び管理に関する条例第6条に規定するとおり。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、村長の許可を得て臨時に休館することができる。

② 開館時間

同条例第6条に規定するとおり。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、村長の許可を得て変更することができる。

(4) 管理経費

- ① 共生型サービス拠点施設及び介護予防拠点施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ② 共生型サービス拠点施設及び介護予防拠点施設の管理運営上における光熱水費(電気、水道、ガス)・消耗品費・通信運搬費(電話)、寝具クリーニング・ゴミ収集・NHK受信料は、指定管理者の経費とする。ただし、宿泊室にかかる上記の費用は、宿泊室利用者の負担とする。
- ③ 施設配備の共用備品が損傷した場合の改修費用は、十島村が8割、指定管理者が2割を負担する。ただし、当分の間は、別途協議する。
- ④ 指定管理者が居住用として専用する場合の改修費用については、指定管理者の負担は5割とする。
- ⑤ 火災保険の保険料は、十島村の負担とする。
- ⑥ 宿泊室の管理に関しては、指定管理者が宿泊室の入居・退去の手続受付、利用料及び各室の光熱水費に係る請求・徴収に係る事務を行うものとする。
- ⑦ 宿泊室利用に関しては利用者と別途契約を締結するものとし、契約書の様式については、別に定める。
- ⑧ その他宿泊室に関する事項は、別途協議により定めるものとする。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほかは、十島村が負担する。
- ⑩ 十島村が支払う指定管理委託料については、過去3年間の経費及び利用実績、加えて指定管理者申請者より提出された事業計画案に基づき、協議の上、決定するものとする。

3 利用料金に関する事項

- (1) 共生型サービス拠点施設の利用料金については十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例第9条に定める。
- (2) 地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。
- (3) 前項に定める利用料金以外で負担する利用料金(宿泊費及び食費)については、次に定める範囲とする。

区分		利用料金
朝食	実費	500円以内
昼食	実費	500円以内
夕食	実費	700円以内
宿泊	実費	3,000円以内（1日につき）

- (4) 利用料金を決定及び改定する場合は、十島村の承認を得るものとする。
- (5) 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。
- (6) 介護予防施設の使用料は、無料とする。

4 指定の期間

指定管理者としての指定の期間は、平成31年4月1日から3年間とする。

5 申請できるものの資格

- (1) 施設を活用した生活支援及び介護予防等の拠点になりうる事業を展開する団体であること。
- (2) 法人等の団体であること。ただし、法人格の有無は問わない。
- (3) 申請する法人等は、次のすべての要件に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を有しない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本村における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 法人等の団体の人数の数、その他の経営の規模及び能力があること。
- (5) 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営できること。
- (6) その他村長が指定管理者として指定することが適当でないと認めた者。

6 申請受付期間

(1) 受付期間

平成31年1月11日から平成31年2月4日まで。ただし、土、日及び休日は除く。

(2) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 管理に係る要員配置計画書
- ④ 管理に係る收支計画書
- ⑤ 経営状況を説明する書類
- ⑥ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ⑦ 地方税及び国税の納税証明書

7 選定の基準

(1) 審査

- ① 指定管理候補者の選定にあたっては、村指定管理者審査委員会にて審査する。
- ② 複数の応募者がいる場合、平成 31 年 2 月 8 日（予備日 平成 31 年 2 月 12 日）にプロポーザルを行い、決定する予定。

(2) 審査基準

- ① 利用者の平等かつ安全な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られ、施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- ② 施設の適切な維持管理が図られるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- ④ 十島村の特性を十分認識し、施設の管理運営上、村長等が特に必要と認めるものであること。

(3) 審査結果

平成 31 年 2 月中旬を目処に通知する。

8 指定管理者候補選定後の手続等

(1) 指定の議決

平成 31 年 3 月定例村議会の議決を経て指定管理者として指定する。なお、議会の議決が得られない場合は、指定管理者としての指定はできない。

(2) 指定の取消し

指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にできないと認められているとき、又は社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除するものとする。

(3) 協定書の締結

指定管理者としての指定を行なった後、管理に係る細目的事項、村が支払うべき管理代行委託費用の額等を最終的に定めるため、村と指定管理者は協定を締結する。